



## Deloitte Tax Alert-GES

ベルギー

2013年10月22日号

### シェンゲン圏内の最長滞在日数の算出方法改正

2013年10月18日にEU規則610/2013が発効され、EU以外の国籍を有する者がシェンゲン圏内で短期滞在をする際の最長滞在可能日数の新たな算出方法が導入された。EU 外国籍者の許可される最長滞在日数は(短期滞在ビザ、もしくはビザ免除で国際パスポートで旅行をする場合に限らず)各180日内の90日間と現在は定められている。

これまで、最長滞在日数をカウントする際に、最も初めのシェンゲン圏内入国を起点と、またその後、新たにカウントする場合は、180日経過後の各入国日からカウントされていた。この算出方法は、欧州司法裁判所の判例法に基づいて適用されていたが、入国管理員が確認をする際に非常に複雑な計算方法であると指摘があった。

今回のEU規則610/2013では、180日期間を定める際にシェンゲン圏内各国での各滞在日を起点としてさかのぼってカウントされることになった。つまり、180日間で逆算されることになった。このルールでは、今後シェンゲン圏内に滞在する日数と、180日をさかのぼってすでに滞在した日数の合計が90日を超えてはならない。この点において、入国日と出国日が考慮される。すなわち、その後90日間シェンゲン圏外に滞在した場合、また新たに90日間シェンゲン圏内への滞在が認められるようになる。また、EU規則では、滞在許可証、または長期滞在ビザで滞在が許可されている期間は、上述の計算上、考慮されない。この新たなルールは、欧州経済領域、およびスイス内で適用される。ただし、シェンゲン圏外のブルガリア、クロアチア、アイルランド、ルーマニア、キプロスそしてイギリスではこのルールは適用されない。

Deloitte ベルギーの IMSS (Immigration and Social Security Team)部門では、多くの多国籍企業被雇用者のリモザ申告に関してのサポートを行っています。

サービスの詳細は、下記までご連絡ください。

### 連絡先

本ニュースレターの内容についてお問い合わせは、下記の専門家までご連絡ください。

エルウィン・ヴァンデルヴェルデ(Erwin Vandervelde)	<a href="mailto:evandervelde@deloitte.com">evandervelde@deloitte.com</a>
マティアス・ロマース(Matthias Lommers)	<a href="mailto:mlommers@deloitte.com">mlommers@deloitte.com</a>

ニュースレター全般に関する日本語でのお問い合わせにつきましては、下記の担当者までご連絡ください。

清島 優里(Yuri Kiyoshima)	<a href="mailto:ykiyoshima@deloitte.com">ykiyoshima@deloitte.com</a>
-----------------------	--

[www.deloitte.com/be/tax](http://www.deloitte.com/be/tax)

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.tohmatsu.com/tax/nl/eu](http://www.tohmatsu.com/tax/nl/eu)

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を含みます。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。